

59 構改C第689号  
昭和59年11月1日  
最終改正 17農振第2272号  
平成18年4月3日

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長  
北海道知事

）あて

農林水産省農村振興局長

## 土地改良専門技術者育成対策実施要領

### 第1 目的

土地改良専門技術者育成対策(以下「育成対策」という。)は、土地改良事業の調査及び計画作成の一層の適正化を図るため、土地改良専門技術者の育成、登録等を行い、その積極的な活用を推進することにより土地改良事業の適正な実施に資することを目的とする。

### 第2 定義

この育成対策において「土地改良専門技術者」とは、第3の2による登録を受け、土地改良法第8条第2項及び土地改良法施行規則第15条に定める調査・報告(以下「専門技術者による調査・報告」という。)の業務等を行う者をいう。

### 第3 育成対策の内容

#### 1 土地改良専門技術者試験等

- (1)農村振興局長は、別に定めるところにより農用地の改良、開発又は保全等に関する専門的知識について試験(以下「試験」という。)を行う。
- (2)農村振興局長は、(1)の試験に合格した者には合格証書を授与する。

#### 2 土地改良専門技術者の登録

農村振興局長は、1の試験に合格した者その他登録資格を有する者につき、別に定めるところにより土地改良専門技術者の登録を行う。

#### 3 土地改良専門技術者の育成講習及び研修

農村振興局長は、別に定めるところにより土地改良専門技術者の育成講習及び研修を実施する。

### 第4 土地改良専門技術者育成対策管理運営委員会の設置

- 1 農村振興局長は、学識経験者等で構成する土地改良専門技術者育成対策管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、試験問題の作成及び合否の判定を行うものとする。
- 3 委員会は、2の業務のほか農村振興局長の要請に応じて専門的助言その他の育成対策の円滑な推進のために必要な業務を行うものとする。

### 第5 土地改良専門技術者の活用の推進

地方農政局長(北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。)は、都道府県に対し、専門技術者による調査・報告の業務その他土地改良事業の調査及び計画作成に係る業務の実施に当たっては土地改良専門技術者を活用するよう指導するものとする。

### 第6 委託

農村振興局長は、育成対策に係る業務の一部を委託することができる。